

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

### 役員だけの慰安旅行費用

Q: 当社は、今期業績が好調だったので、決算が終わった後に役員だけで1泊の慰安旅行を行いました。この費用について、福利厚生費として処理できないでしょうか。

A: 役員だけで行った慰安旅行の費用を、福利厚生費とすることはできません。

#### 【解説】

慰安旅行の費用が福利厚生費になるのは、その慰安旅行がおおむね全従業員を対象に企画するもので、社会通念上一般に行われている程度の場合です。ご質問の場合は、役員だけを対象にして行われる慰安旅行ですので、福利厚生費には該当しないことになります。

次に交際費になるのは、その慰安旅行が業務の遂行上必要なものと認められる場合です。すなわち、役員が業務の遂行上その旅行に参加せざるを得なかったときは、役員はその旅行に参加することによって経済的利益を受けていませんので、慰安旅行の費用は、参加役員に対する給与となりませんが、慰安の行為には違いありませんので、交際費になります。

しかし、役員だけの旅行が業務の遂行上必要なものとして行われることは少なく、通常役員に経済的利益を与えたものとして役員に対する給与（役員賞与）として取り扱われることになり、その費用の全額が損金の額に算入されません。また、役員に対する所得税の源泉徴収も必要になります。

